

庫文波岩

742—743

子 草 枕

(抄曙春)

卷 上

訂校鑑龜田池

店書波岩

(寺島製本)

昭和六年三月三日印
昭和六年三月七日發
昭和九年十二月五日第三刷發行

枕草子上卷 ★★
定價四十錢

校訂者 池田 龜 鑑

發行者 岩 波 茂 雄

印刷者 守 岡 功

岩 波 文 庫
742—743



發行所

東京市神田區
一ツ橋通町三番地

岩 波 書 店

電話 〇〇一八七・〇〇一八八番
九段 〇〇一八九・〇〇一八〇番
(一〇二三番(小賣部専用))
振替口座東京二六二四〇番

凸版印刷株式會社印刷

庫 文 波 岩

742-743

子 草 枕

(抄 曙 春)

卷 上

訂校鑑龜田池



店 書 波 岩

清少納言枕草子解説

一書名

枕 所謂枕草子は、「清少納言が（又はの）記」とも禁秘抄八雲抄略して「清少納言」とも明月記よばれた。

草 「清少納言枕草子」とつづけるのは、寶物集以後、鎌倉時代の物語・和歌等の抄に多く散見するが、これは、「清少納言が枕草子」と、「が」又は「の」の字を附してよむべきであらう。次に「枕草子」も、「まぐらのさうし」と、「の」の字を加えてよむのが普通である。「草子」は、「草紙」とも、「双紙」とも書かれるが、その語義には諸説があつて一定し難い。冊子の同音の轉化であらうとも、雙び紙の意であらうとも、草稿の意であらうとも云はれる。内容的に云へば、草稿風なもの、表向きならざるものを輯録したものと見る説が、一般に有力である。

子 次に所謂清少納言枕草子に、何故「枕草子」といふ名をつけたか、そのつけた人は何人であるか、明かでない。北村季吟は、春曙抄に於て、二説をあげてゐる。その一は、この草子に先づ枕詞即ち題詞を書き、その下に本文を書き連ねてゐるから、その二は、この草子の跋文にあるごとく、枕にこそはし侍らめとて申しうけたる物にかかれた草子であるから、としてゐる。契沖も河社卷二に於て、「枕草子となづくるよしは、彼草子の奥に、みづから書けるが如し」と、跋文記載

の事情によるといふ説を肯定してゐる。しかし、跋文そのものが果して作者自ら記する所であるか否か確證なき故に、かりに名稱が跋文の記述に關係ありとするも、直ちに作者自ら命名する所なりとは斷言し難いのである。かりに又、跋文が確かに作者の自記にかゝる所なりとするも、これが所謂枕草子の全部に亘るか、又は一部分に限られた跋文であつたか、不明である。されば、現在の資料よりしては、この草子の名稱に關して、これ以上明確なる斷定を下すこと頗る困難としなければならぬ。

枕

草

子

さて、「枕草子」といふ意味は、枕にするばかり身に近くもてあそぶといふ心であらうと、契沖の説があるが、従ふべきであらう。別に「枕雙紙」と稱する本があるが、これは跋文に「晝置三座右、夜置三枕上」とあつて、惠心僧都の作である。一箇の假説にすぎないが、かくの如き例から、枕草子とは、座右に備ふる草子といふ一般的の意味、即ち普通名詞として用ゐられ、固有名詞として用ゐられたものでないと考へることも出来よう。幾種かの枕草子中、特に「清少納言の一と制限を附して、他と區別することも、あり得ることである。しかし、これは一層確實なる證據なきかぎり、單なる臆説にすぎない事は云ふまでもない。

二 作 者

枕草子の作者は、清少納言であるとされてゐる。現存の諸本が、すべて作者自記にかゝるものでなく、後人によりて手を加へられたものなることは疑ふ餘地のない所であるが、しかし原作者

を清少納言にあらずとして、古來信じられてきた定説を覆すが如き根據も發見されない。

清少納言は、傳記未詳であるが、扶桑拾葉集所載の系圖を抄出すれば、

天武天皇 — 舍人親王 — 御原王 — 小倉王 —

正三位・左大臣・
始賜清原姓
夏野

房則

從五位下
深養父

從五位下・下總守
一本作春光
顯忠

枕

從五位上・肥後守
元輔

清少納言
女

草

の如くである。

但し尊卑分脈は元輔の父を深養父とするのみならず、その家系も、類從本清原系圖の如く、扶桑拾葉集・大系圖等に比して大いに異なる。清原氏系圖に同じくは別に私見もあるが、今は煩はしいから略す。しかし顯忠は春光となす方が正しいであらう。因みに春曙抄には春光を泰光に作る。

子

清少納言は、曾祖父清原深養父以來、有名な和歌の家に生れた。深養父は、古今、後撰の作者として著名な歌人であつたが、官途甚だ進まず、延喜中内匠允となり、延長中内藏大允となり、從五位下に叙せられたのみで終つた。その孫元輔は、天曆中河内大掾となり、大中臣能宣等と勅を奉じて後撰集を撰んだ。所謂梨壺の五人の一人である。元輔は源順等と共に萬葉集に訓點を施し、當時の學界に大いなる業績を残したが、位は僅かに五位、官は一國の守を出でずして終つた。しかし、歌人としての元輔の聲望は甚だ高く、清少納言すら、父祖の名を辱しめざらんことを期してゐたらしい。かつて中宮定子が、「元輔が後と云はるゝ君しもやこよひの歌にはづれてはをる」と仰せられたるに、「その人の後と云はれぬ身なりせばこよひの歌は先づぞよままし」と啓したる

6

によつても、その一端がうかがはれるのである。

清少納言の事蹟は、枕草子所載の事實の外には、以て信をおくべき資料がない。伊勢貞丈の撰と稱せらるゝ「枕草子抄」には、少納言の名は諸子ナキコとあるが、信ずべからざるものである。或る説に、女房作者部類六に「清少納言七歳にして手をよく書き、十三歳にして令義解を講じ、廿歳にして歌人の間となれり」とある記事を引いて、その學才の拔群なりし證としてゐるが、これも確かなものではない。その生年に關しては諸説があり、筆者にも私見があるが、今その考證を省く。

枕

清少納言の宮仕せし事情及び時期は明かでないが、草子中「宮にはじめてまゐりたるころ」の段に、伊周を大納言と云つてゐる記事、「めでたき物は」「圓融院の御果ての年」等の段中の記事、

草

「鳥は」の段に、「十とせばかりさぶらひてききしに」とある記事及び積善寺供養に今參りであつたといふ記事等により、正暦元年より、全四年までの間に宮に上つたものと考へられる。草子中の記事によれば、宮仕をはじめた頃は、「身のほど年にあはずかたはらいたし」とも、「わかからん人々はたさもえかくまじきことのさまにや」とも、「いとさだすぎふるふるしき人の」とも述懐される年頃で、若く美しき時代ではなかつたらしい。

子

中宮定子は、清少納言の才學を愛し給ひ、少納言も亦宮の御徳を慕ひ奉り、まめやかに仕へしたらしいが、やがて中宮の御父道隆薨じ、伊周・隆家等の變起り、道長の勢力漸く宮廷を掩ひ、その女彰子後宮に寵を専らにするに及んで、中宮の勢力は全く衰へ、浮薄の人心は多く世と共に去つたが、少納言のみは常にこの薄幸の宮にまゐつて誠實をつくした。長保二年、皇后御産あつ

て後、計らずも御不例の事があつたのに、少納言は節を改めず、いとねむごろに宮の御爲めにくした。その時の事情は榮華物語鳥邊野の卷に詳しい。かくして宮は、十二月、不遇の中に世を空しくせられ、少納言は鬱々として里にこもり、深くとざして再び出仕しようとしなかつたらしい。扶桑拾葉集作者系圖に「清少納言初仕皇后定子後爲上東門院侍女云々」とあり、堺本枕草子の奥書に「深養父孫元輔の御娘にて上東門院に候せしとぞ云々」とあり、その他二三の系圖に、上東門院彰子に仕へたやうに出てゐるが誤りであらう。又春曙抄には「榮華物語に三條院の女御淑景舍道隆公女の御もとに宮仕せしよし見えたり」と云つてゐるが、榮華にはさやうな記事は見えない。鳥邊野の卷に淑景舍の頓死せられたる次第を記したる條に「少納言の乳母などやいかがありけん」とあるのを思ひあやまつたのであらう、なほ伊勢貞丈の著と稱せらるゝ「枕草子抄」に、中關白記・窓中抄・季經抄等にありとて引用せる記事は、信を置き難いものである。

上述の如く、道隆・道長の反目抗爭せしことは正史に明記する所であるが、少納言が、道長の室倫子に親交ありしことも、清少納言集中に明證が存するのである。されば、この一事が、中宮方女房の悪言の好材料となり、かつ中宮の御疑念の材料ともなり得たかも知れない。しかし、草子中に、一も彰子の御上にふれざるのみならず、清少納言集・異本清少納言集等とはより、當時の文獻（管見に入れる範圍に於て）に、動かし難き證據の存するを知らず。従つて、今はその節操を疑ふ根據をもたないのである。

定子崩後の清少納言が動靜は一切不明であるが、古事談に、少納言雲落の後、尼となつて、京

の郊外に住めるころ、若い殿上人が車に乗つてその宅の前を渡りしといふ説話が見える。無名草子に「はかばかしきやすがなどもなかりけるにや、めのとの子なりける者にぐして、はるかなる田舎にまかりて云々」とある。「はるかなる」とは、武藤氏の説の如く、文の修飾で、やはり京近いわたりを意味するであらう。續千載集に「老の後こもりゐて侍りけるを、人の尋ねまうできたりければ」とあり、新古今集に「元輔がむかし住みける家のかたはらに、清少納言すみける頃云云」とあるのは、やはり中宮崩後の事と解したいから、これ等によつて、晩年出家して都近いわたりに住んでゐたらしいと想像される。四國に旅したといふ説も勿論確かなものではない。

佐

草

次に清少納言の終れる場所は明かでないが、一説に讃岐象頭山の鐘樓の傍に古墳がある閑田と
隨筆も云はれ、又一説に阿波國撫養郡に五輪の塔がある和漢三才圖會とも云はれる。この外なほ各地に清少

子

納言の遺蹟と稱するものが、存するに相違あるまい。これ等は、美人徘徊傳説とも稱すべき一群の説話型式に屬するものにして、果して史實なりや否や、なほ十分考證を要する。恐らく少納言は、京近きあたりにて歿したものと想像されるのである。

次に、少納言は人に嫁したりや否やにつき、明かな記録はないが、枕草子中の記事及び勅撰集中の詞書によつて、婿となれるもの一人、他にわりなく語らへるもの、少くとも二人は推定される。續作者部類庶女の部に「清少納言力女新拾ニ一首」とあるは、宮仕中、これ等の人々との間に生れたるか、或は、宮仕前に一度結婚したことがあり、その時に生れたるか不明である。

清少納言は、學問藝術の家に生れ、日本國見在書目録所載の支那の書は、恐らく大部分讀破し

てゐたものと想像される。彼はまことに才智の婦人である。今鏡にも「ことになさけある人に侍りし云々」と見え、當時四納言と稱せられたる俊賢・公任・行成・齊信等をはじめとし、文壇の諸大家と交り、縦横の才智を發揮せし由、枕草子に見え、悦目抄・公任集・實方朝臣集・和泉式部集・赤染衛門集等には、これ等の人々との交遊の歌が見える。彼が放膽にして細行を愼まず、多少術學的なる傾向ありしことは、紫式部が、その日記に於て批評せるによつても知られよう。

枕 清少納言の著作としては、枕草子・清少納言集あるのみである。別に異本清少納言集一卷が、宮内省圖書寮に藏せられる。世に「松島記」と稱する紀行があり、清少納言の作とも稱せられるが、偽作であることは已に古人の説く通りである。勅撰集中に見える歌は、作者部類によれば、後拾遺戀二に一、雜二に一、雜五に一、詞花戀下に一、雜上に一、千載雜上に二、釋教に一、續後撰戀三に一、續古今雜中に一、玉葉戀一に一、戀三に一、雜五に一、續千載戀に一、雜中に一、首である。

三 成 立

9 枕草子の成立年代は、確證なけれども、草子中に寛和二年六月の事と思はれる記事が見えるのが最初で、それから十五年後の長保二年八月の事と思はれる記事の見えるのが最後であるから、少くとも長保二年以後に完成したものと見るべきである。清少納言が中宮定子に仕へたるは正暦年中であつたらしく、草子の記事もこの頃から多くなつて、長徳・長保・わけて元年二年の記事

が多い。三卷本枕草子の終に「左中將まだ伊勢の守と聞えし時云々」とて、枕草子の草稿本が、左中將の手で世に出された由の記述がある。この跋文は後人の追記と思はれ、にはかに信用し難きものであるが、もし何等かの根據があつて書かれたものであるとすれば、左中將即ち源經房が伊勢の守たりし時、即ち長徳元年同二年の頃已に枕草子の一部が脱稿してゐた事になる。

枕

枕草子の成立年代は未詳にして、これを證すべき資料が無い。又この草子が、如何なる事情で執筆されたるか、その執筆は長期に亘りたるか、短月日に脱稿したるか、又作者自筆の本は、果して現存の流布本と同様のものなりしか否か、これ等の疑問を解決すべき確證もない。跋文によれば、執筆の事情がほぼ分るやうであるが、これとて、果して作者の記する所であるか、後人のさかしらなるか不明である。吉野記によれば、この草子は源氏物語に對抗して執筆されたものとなるが、この説も亦穩かとは思はれない。なほこの草子は、支那の李義山の雜纂に摸して作られたとなす説もあるが、その根據も可なり薄弱である。

草

子

今、現存諸本の比較研究より到達したる結論に従へば、枕草子の原本は、今の流布諸本よりも著しく異なるものではなかつたであらうか。この假説は、もとよりあくまでも一箇の假説にすぎざれど、ひとり異本研究の結論より導かるゝのみならず、創作過程の内省、作者の性格、環境等よりも、同様に導かれ得るのである。即ち枕草子の原形は、現存諸本の如く雜然たる編纂物にあらず、整然たる組織を有せしにあらずやと想像されるのである。即ち枕草子は、類纂的な部分と、日記・紀行・感想の部分との二部があつて、各々成立の事情及び年代を異にするのではないかと

想像される。換言すれば、前者は、當時の分類學の方法に従つて、和歌に關係多き情趣の對象を類別輯録し、これに文學的表現による解説を附したものに、論理的・學究的態度のもとに成り、後者は、折りにふれて見聞したる事どもを、何の組織もなく雜然と書き連ねたるものに、情緒的藝術的態度のもとに成つたではないかと想像されるのである。

さて上述の如く、枕草子の原形に二つの部分を假定し得るとすれば、この二つの本より如何にして現存流布の本が生れたるか。按ふに二つの部分は、まとめて一部とせられたるが、一度散佚したる後、無責任なる後人の手によりて、再び今の本の如く雜然と纂輯せられたるものではなからうか。しかして、轉寫の際更に誤脱を重ねたるものが、主として現存同系統の諸本の對立を來すに至つたではなからうかと想はれるのである。

右の假説が、或る程度まで、可能のものとして許され、卷末にある二つの跋文も、亦全然否定し去るにしのび難きものとせば、次の想像が許される筈である。即ち中宮の賜はりたる料紙に、先づ第一に書かれたのが類纂的な部分であつて、これは長徳元年の頃に成立し、次いで、日記・紀行・感想等の部分が、長保二年以後二三年の間に完成したのではないかと推定されるのである。尤も類纂的な部分と目すべき「鳥は」の條下に「十年ばかりさぶらひて云々」とあるが、この記事がもし後人の書加へでもなく、轉寫の誤でもないとするならば、十年ばかり宮仕したる後の事なれば、長保二年以後に書かれたものでなければならぬ。さすれば、一度成立したる類纂の部分も、後に至つて、更に修正補筆せしものと見ねばならぬ。この増補訂正こそ、枕草子に異系統の

異本を生ぜしめた他の一つの重大なる原因となりはしないであらうか。

三條西家藏の古寫本の奥には、一條院一品の宮修子内親王の本が傳はつてゐたと書いてある。

もしこの記載が、ある程度まで信じられるものであるとすれば、この本こそ、中宮崩後修子内親王に傳はりしものなるべく、恐らく清少納言の自筆の淨書本か、又は原本を最も忠實に模寫したる本で、しかも類纂の部分であつたと見るのが至當と思はれる。即ち、長保二年十二月、中宮崩御以前に於て、枕草子の一部分、——即ち類纂の部分は成立してゐたと考へられ、これが修子内親王に傳はつたと解しておきたいのである。尤も、後半の部分の完成したる後、更に全體を一まとめとして修正補筆し、再び清書の功を終へて、一品の宮に獻じたと考へられるが、とにかく崩御以前に於て、類纂的部分の原形は、必ず成立してゐなければならぬと、種々の理由より斷言し得られると思ふ。

要するに、枕草子の成立年代及び事情に關しては、精密なる異本研究と、詳細なる傳記考證とを基礎として、はじめて、明かにせらるべきである。そして、今の所では、この兩者の研究が、ほとんど物になつてゐないのであるから、成立に關する一切の問題も、従つて不明不確實であるといふより外にないのである。

四 諸 本

枕草子には異本が甚だ多い。岡西惟中の枕草紙旁註に、當時三種の異本が行はれてゐた由を述

べてゐる。三種の異本中、第一種は三卷本、第二種は五卷本、第三種は七卷本である。三卷本は三卷三冊或は四冊に分つ。から成つてゐて、他の諸本よりも比較的正しい本文を傳へてゐるやうに見えるが、後世あまり行はれなかつたらしく、現在ではわづかに數部（宮内省圖書寮・近衛公爵家・故富岡謙藏氏・前田侯爵家・内閣文庫・松井簡治博士・久原文庫・京都帝國大學・鈴鹿三七氏等の所藏本）の古寫本が傳へられてゐるに過ぎない。まだ學界に紹介されてはゐないが、勸修寺伯爵家に、教秀自筆と思はれる古傳本が藏せられてゐる事は、伯爵自身の證言によつて確めることが出來た。又、岩瀬文庫には、教秀自筆の本によつて書寫せし由の奥書を有する寫本が藏せられてゐる。この系統の本には、

本云往時所持之荒本紛失年久、更借出一兩本、令書寫之、依無證本不散不審、但管見之所及勸合舊記等、注付時代年月等、是亦謬案歟。

子 安貞二年三月

とあり、更に、

文明乙未之仲夏、廣橋亞槐送實相院准后本下之本末兩冊、見示曰余書寫所希也、嚴命弗獲默馳禿毫、彼舊本不及切句、此新寫讀而欲容易、故比較次加朱點畢。

正二位行權大納言 藤原朝臣教秀

とある、この跋文の意味は不可解な所が存するし、廣橋亞槐なる人もはつきりしないが、看聞御記永享四年十一月廿三日の條に、「日野中納言廣橋可申日野之由室町殿被定云々」とあるから、日野中納言兼卿の子綱

光をさすのかも知れない。又安貞二年の跋文の次に、

古歌本文等雖尋勘、時代久隔、和歌等多以不尋得、纔見事等在別紙。

とあり、この次に

自文安四年冬比、仰面々令書寫之、同五年中夏事終校合再移朱點了。秀隆兵衛督大德書之

枕

とある。近衛家本・富岡氏本・圖書寮本・日野柳原氏舊藏本

岩瀬文庫藏

等が、この系統の本である。

教秀自筆本は、秀隆の手書本又はその轉寫本を書寫したるものなるか、或は秀隆の手を経ざる三卷本を寫したるものなるか不明であるが、恐らく後者ではなからうか。岩瀬文庫本は、奥に、

草

右枕草紙^{上中下三卷} 借請教秀卿自筆古本、令書寫之、尤可祕藏。

天明二年九月上旬

正二位藤判

子

とあつて、教秀自筆本をもつて書寫せし如く思はれるが、にはかに信じ難き理由が他に存する三卷本には二種の異本があるが、これは秀隆自書本と、教秀自筆本との二系統から生じたものではないかと想像される。右二つの異本を一つにまとめて奥書を年代順に書き下した人は、誰であるか明かでないが、或は清原枝賢であつたかも知れない。圖書寮本・近衛家本・富岡氏本等に、右本切句勘文爲證本之由見于奥書矣、家傳之本紛失、仍拭老眼染禿筆令書寫貽後昆者乎。

正三位

清原朝臣枝賢

法名道白

とあり、前記の三種の跋文を悉く集成してゐるからである。枝賢のことは清原氏系圖にも見え、

言繼卿記にもしばしば散見するが、公卿補任天正九年の條に、

非參議 從三位 清枝賢

六十 四月九日叙正三位。同月十一日出家。法名道白。天正十八年十一月十五日卒。

とあるによつて明かである。

上述の如く三卷本には、二種類の異本が現存して、互に異同があるが、いづれも耄及愚翁の手入本を寫し傳へたものである。三卷本は奥書を有する傳本中、最も古いものの一つで、惟中が、「少而見者亦少」と云ひ、秀吟が「尾州より一本を得たり。上下二冊、其本紙ふるく手跡中古の筆體なりき云々」と云つた本である。淺野侯爵家には、後光嚴院宸翰と傳へられたる繪卷が藏せられるが、この本文は三卷本である。又架藏の一本は、宗祇法師の拔書せしといふ本で、同じく三卷本の系統のものである。

次に五卷本は、逍遙院時代のものと思ふべき古寫本二冊、現に三條西伯爵家に秘藏せらる。その本の奥書によれば、この系統の本はもと能因法師の所持せしものらしく、これを五冊に分けたのは後世のことであるやうである。三條西家の本は、そのまゝ細川幽齋によつて寫された。それは細川侯爵家藏の古寫本二冊の奥に、

枕草紙或有多少或有前後、本々不足、以何爲正、此兩冊者從三條羽林令恩借遂書寫畢、他日集類本可點檢者也。

天正廿年三月日

幽齋玄旨 判

とある。この系統の本は、姉小路濟繼によつても書寫されたい。又高野辰之博士藏の一本、筆者藏の一本は、いづれも室町末期の書寫にて、この系統の本である。幽齋の所持本は、因州藩